

四 半 期 報 告 書

(第48期第1四半期)

自 2018年7月1日

至 2018年9月30日

工藤建設株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期財務諸表】	11
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年11月14日

【四半期会計期間】 第48期第1四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

【会社名】 工藤建設株式会社

【英訳名】 KUDO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 工藤 英司

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

【電話番号】 045(911)5300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 秋澤 滋

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

【電話番号】 045(911)5300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 秋澤 滋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第47期 第1四半期累計期間	第48期 第1四半期累計期間	第47期
会計期間	自 2017年7月1日 至 2017年9月30日	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2017年7月1日 至 2018年6月30日
売上高 (千円)	3,020,871	4,014,761	16,882,237
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△81,084	177,034	581,403
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 (△) (千円)	△59,578	109,634	435,140
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失(△) (千円)	△9,986	1,739	△13,944
資本金 (千円)	867,500	867,500	867,500
発行済株式総数 (千株)	13,312	1,331	1,331
純資産額 (千円)	3,329,494	3,801,748	3,823,083
総資産額 (千円)	12,972,141	12,853,643	11,853,246
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△45.94	84.54	335.54
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	100.00
自己資本比率 (%)	25.7	29.6	32.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△840,231	591,494	506,054
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△231,926	△110,112	△429,963
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,138,614	392,241	△257,018
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	1,069,054	1,695,294	821,671

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 2018年1月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第1四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日において当社が判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績等の状況の概要

①経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中、設備投資の増加や各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、国内で相次いでいる自然災害による影響など、景気の先行きに留意が必要な状況が続いております。

建設業界におきましては、底堅い建設投資を背景に受注環境は好調さを維持しているものの、施工管理者及び建設労働者不足が続いており、先行きが懸念される状況が続いております。

住宅業界におきましては、政府による住宅取得支援策が継続しており、住宅ローン金利が低い水準を維持したものの、金融機関の融資姿勢の変化等に伴う賃貸住宅建築の減少等、住宅販売戸数は弱含みで推移しました。

介護業界におきましては、引き続き介護サービスの需要が高まる中、政府が打ち出している「一億総活躍社会」の実現に向け、介護施設の整備・増設や、介護職員の処遇改善に対する予算を策定する等の対策が行われておりますが、サービス業を中心とした人手不足が続いており、介護職員の安定確保が経営上の最重要課題となっております。

このような情勢のなか、当社は、神奈川・東京を中心とした営業エリアにおいて、お客様の感動を創造し、人生のさまざまなステージを支える生活舞台創造企業を目指して事業展開を図ってまいりました。

この結果、第1四半期累計期間における業績は、売上高40億14百万円（前年同期比32.9%増）、営業利益1億85百万円（前年同期は営業損失66百万円）、経常利益1億77百万円（前年同期は経常損失81百万円）、四半期純利益1億9百万円（前年同期は四半期純損失59百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

なお、セグメント利益は四半期損益計算書における営業利益（損失）に対応しております。

<建設事業>

建設部門において、大型の引き渡し物件があったことから、完成工事高・完成工事利益ともに前年同期実績を大幅に上回りました。

以上の結果、住宅部門を合わせた当事業の売上高は22億80百万円（前年同期比76.4%増）、営業利益は1億90百万円（前年同期比3,372.3%増）となりました。

<不動産販売事業>

当第1四半期における不動産部門に係る売上はございませんでした。

（参考：前年同期も売上はございませんでした。）

<建物管理事業>

建物管理部門では、大規模修繕工事を含めた工事全般の進捗が低調でした。

以上の結果、当事業の売上高は8億32百万円（前年同期比7.2%減）、営業利益は49百万円（前年同期比18.6%減）となりました。

<介護事業>

介護部門では、有料老人ホーム10施設の入居者数が年度計画に比較して順調に推移しました。

以上の結果、当事業の売上高は9億2百万円（前年同期比8.5%増）、営業利益は70百万円（前年同期比16,586.0%増）となりました。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因として、建設部門につきましては、国内建設投資は当面は順調に推移すると思われませんが、中長期的には人口減少等による国内建設市場の縮小は避けられず、建設投資の中身についても、新設工事から維持補修工事への質的变化が予想されます。また、受注競争の激化、施工管理者及び建設

労働者不足や資材調達不安定化などにより、施工体制の維持が先行き懸念されており、建設業界として、政府の「働き方改革」に取り組むためには、業務改革と生産性向上対策は不可欠であると考えます。

また、介護部門につきましては、2018年度の介護報酬と診療報酬の同時改定によって、介護業界を取り巻く環境は厳しい状況が続くことが見込まれます。また、介護サービス需要の拡大に伴う労働力不足への対応は重要な経営課題と認識しており、新卒採用の強化や従業員の処遇改善など職場環境整備に取り組めます。

② 財政状態の状況

(資産の部)

当第1四半期会計期間末における資産の残高は、128億53百万円(前事業年度末残高118億53百万円)となり10億円増加しました。その主な要因は、現金及び預金が9億66百万円増加したことにあります。

(負債の部)

当第1四半期会計期間末における負債の残高は、90億51百万円(前事業年度末残高80億30百万円)となり10億21百万円増加しました。その主な要因は、短期借入金が3億47百万円増加、長期借入金が1億60百万円増加したことにあります。

(純資産の部)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、38億1百万円(前事業年度末残高38億23百万円)となり21百万円減少しました。

③ キャッシュ・フローの状況

当第1四半期累計期間における現金同等物は、前事業年度末と比べて8億73百万円増加し、16億95百万円となりました。

当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、5億91百万円(前年同期は8億40百万円使用)となりました。主な増加要因は税引前四半期純利益1億77百万円、未成工事受入金の増加額1億39百万円です。

(投資活動におけるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、1億10百万円(前年同期は2億31百万円使用)となりました。主な減少要因は定期預金の預入による支出92百万円です。

(財務活動におけるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、3億92百万円(前年同期は11億38百万円獲得)となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入4億円、短期借入金の増加額3億47百万円であり、主な減少要因は長期借入金の返済による支出2億15百万円です。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(5) 主要な設備

当第1四半期累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前事業年度末における計画の著しい変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定、または、締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,400,000
計	4,400,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2018年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,331,220	1,331,220	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株であります。
計	1,331,220	1,331,220	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年7月1日～ 2018年9月30日	—	1,331,220	—	867,500	—	549,500

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 34,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,292,300	12,923	同上
単元未満株式	普通株式 4,520	—	同上
発行済株式総数	1,331,220	—	—
総株主の議決権	—	12,923	—

(注) 単元未満株式には当社所有の自己株式5株が含まれております。

② 【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 工藤建設株式会社	神奈川県横浜市青葉区 新石川四丁目33番地10	34,400	—	34,400	2.58
計	—	34,400	—	34,400	2.58

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号。以下、「四半期財務諸表等規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（1949年建設省令第14号）に準じて記載しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2018年7月1日から2018年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2018年7月1日から2018年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	2,116,093	3,082,586
受取手形・完成工事未収入金等	1,300,328	1,295,869
未成工事支出金	975,115	1,004,793
不動産事業支出金	282,868	282,868
貯蔵品	33,192	36,571
その他	608,015	591,107
貸倒引当金	△2,741	△2,606
流動資産合計	5,312,872	6,291,191
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,945,680	1,945,680
その他(純額)	826,520	848,263
有形固定資産合計	2,772,200	2,793,943
無形固定資産		
無形固定資産合計	44,191	48,578
投資その他の資産		
差入保証金	3,133,937	3,129,856
その他	591,705	591,511
貸倒引当金	△1,661	△1,437
投資その他の資産合計	3,723,981	3,719,930
固定資産合計	6,540,373	6,562,452
資産合計	11,853,246	12,853,643
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	1,039,524	1,074,287
短期借入金	850,000	1,197,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 779,088	※1 803,068
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払法人税等	51,322	81,754
未成工事受入金	1,416,701	1,556,555
完成工事補償引当金	88,562	94,989
賞与引当金	29,708	51,723
転貸損失引当金	19,604	17,516
その他	1,027,222	1,208,832
流動負債合計	5,321,734	6,105,727
固定負債		
社債	50,000	40,000
長期借入金	※1 1,291,305	※1 1,452,248
預り保証金	1,215,892	1,303,518
転貸損失引当金	117,731	117,390
その他	33,500	33,010
固定負債合計	2,708,428	2,946,166
負債合計	8,030,162	9,051,894

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2018年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	867,500	867,500
資本剰余金	549,500	549,500
利益剰余金	2,457,306	2,437,259
自己株式	△88,437	△88,437
株主資本合計	3,785,869	3,765,822
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	37,214	35,926
評価・換算差額等合計	37,214	35,926
純資産合計	3,823,083	3,801,748
負債純資産合計	11,853,246	12,853,643

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2017年7月1日 至2017年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自2018年7月1日 至2018年9月30日)
売上高		
完成工事高	※ 1,521,111	※ 2,435,866
不動産事業等売上高	668,172	676,816
介護事業売上高	831,587	902,079
売上高合計	3,020,871	4,014,761
売上原価		
完成工事原価	1,320,440	2,075,774
不動産事業等売上原価	579,789	587,965
介護事業売上原価	808,265	809,436
売上原価合計	2,708,495	3,473,176
売上総利益		
完成工事総利益	200,670	360,091
不動産事業等総利益	88,382	88,851
介護事業総利益	23,322	92,642
売上総利益合計	312,376	541,585
販売費及び一般管理費	378,619	356,430
営業利益又は営業損失(△)	△66,243	185,154
営業外収益		
受取利息	1,266	1,116
受取配当金	1,980	2,970
助成金収入	250	1,011
その他	1,081	1,964
営業外収益合計	4,578	7,062
営業外費用		
支払利息	16,688	12,547
その他	2,730	2,635
営業外費用合計	19,419	15,183
経常利益又は経常損失(△)	△81,084	177,034
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△81,084	177,034
法人税、住民税及び事業税	4,688	71,556
法人税等調整額	△26,194	△4,156
法人税等合計	△21,505	67,399
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△59,578	109,634

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	△81,084	177,034
減価償却費	21,160	19,980
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,584	△359
賞与引当金の増減額 (△は減少)	25,350	22,014
完成工事補償引当金の増減額 (△は減少)	△11,946	6,427
転貸損失引当金の増減額 (△は減少)	△5,613	△2,429
受取利息及び受取配当金	△3,246	△4,086
支払利息	16,688	12,547
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△3,877	△4,948
売上債権の増減額 (△は増加)	△473,756	4,180
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	△657,937	△29,678
仕入債務の増減額 (△は減少)	42,397	34,763
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	749,680	139,854
預り保証金の増減額 (△は減少)	11,430	87,626
その他	△336,505	177,501
小計	△705,676	640,427
利息及び配当金の受取額	2,015	42
利息の支払額	△17,317	△13,627
法人税等の支払額	△119,252	△35,348
営業活動によるキャッシュ・フロー	△840,231	591,494
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	160,025	—
定期預金の預入による支出	△112,870	△92,870
有形固定資産の取得による支出	△277,382	△25,320
長期貸付金の回収による収入	332	337
その他	△2,032	7,740
投資活動によるキャッシュ・フロー	△231,926	△110,112
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	1,302,300	347,000
長期借入れによる収入	270,000	400,000
長期借入金の返済による支出	△281,140	△215,077
社債の償還による支出	△22,800	△10,000
自己株式の取得による支出	△58	—
配当金の支払額	△129,687	△129,681
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,138,614	392,241
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	66,456	873,623
現金及び現金同等物の期首残高	1,002,598	821,671
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,069,054	※ 1,695,294

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

※1 財務制限条項

前事業年度(2018年6月30日現在)

① 当社は金融機関2社からなるシンジケート団との間で、返済期限を2019年6月30日とするシンジケート契約を締結しており、当事業年度末現在135,000千円の借入残高があります。この契約については、下記の財務制限条項が付されております。当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(i)単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2012年6月期末の金額(貸借対照表の金額は2,378,163千円)のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(ii)単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

② 当社は、(株)三菱UFJ銀行との間で、返済期限を2020年11月30日とする個別金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在120,854千円の借入残高があります。この契約には、下記の財務制限条項(i)から(iii)が付されております。当該条項に抵触した場合は、利息の支払が以下の条件に従うこととなります。

利息の支払

財務制限条項の(i)から(iii)に定めるいずれか2項目以上に抵触した場合、本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、各年度決算期の末日から5ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利息支払日の翌日(当該日を含む。)から、翌年の年度決算期の末日から5ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利息支払日(当該日を含む。)までの期間につき、以下の通り変更するものとする。

変更後の「利率」=原契約の「利率」+0.25%

(i)2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、株主資本の金額を、2015年6月決算期の年度決算期の末日における株主資本の金額(貸借対照表の金額は2,677,000千円)又は前年度決算期の末日における株主資本のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(ii)2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、営業損益及び経常損益の金額を0円以上に維持すること。

(iii)2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の決算短信において、介護事業におけるセグメント別損益の金額を0円以上に維持すること。

③ 当社は、(株)三菱UFJ銀行との間で、返済期限を2019年3月31日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当事業年度末現在200,000千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項(i)から(ii)が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合は、以下の条件に従うこととなります。

また、当該条項のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合、個別貸付の新規実行が停止されます。

(1) 本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、当該抵触に係る年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日(決算期の末日が月末最終日の場合又は当該月数後の暦月において決算期の末日の応当日が存在しない場合には、当該月数後の暦月の最終日とする。本号において以下同じ。)の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の支払日の翌日(翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日(当該日を含む。))までに新規に実行する各個別貸付については、当該個別貸付の実行日(当該日を含む。)から、翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の利息支払日(当該日を含む。)までの期間につき、以下の通り変更するものとする。なお、本号が適用される場合の本貸付の利率の変更は、当該抵触につき、上記に規定する期間についてのみ生じるものとする。

変更後の「利率」=原契約の「利率」+0.5%

(2) 借入人は当該抵触が判明した時点から2ヶ月以内に本介護報酬債権を担保として差し入れるものとする。また担保差入と同時に本介護報酬債権に係る代り金の入金口座を貸付人指定の口座に変更すること。

(i)2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額(貸借対照表の金額は2,775,803千円)又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方

の75%以上に維持すること。

(ii) 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

- ④ 当社は、㈱三菱UFJ銀行との間で、返済期限を2019年3月29日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当事業年度末現在借入金残高はありません。この契約には、下記の財務制限条項(1)から(2)が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合、貸付人の請求により貸付人に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い直ちにその債務全額を返済するものとする。
- (1) 2018年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2017年6月決算期の年度末の末日における純資産の部の合計額(3,520,792千円)又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- (2) 2018年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の単体の損益計算書において経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- ⑤ 当社は、横浜信用金庫との間で、返済期限を2018年10月29日とする特殊当座貸越契約を締結しており、当事業年度末現在借入金残高はありません。
- 毎決算期ごとに当社を所管とする税務署に提出した確定申告書、営業報告書、貸借対照表、損益計算書等の決算書類に基づき下記の事由が生じた場合、新たな貸越の実行が停止されます。
- (1) 直近の決算期において記載される純資産の部の金額が2017年6月期末の純資産の部の金額(3,520,792千円)の75%以下になったとき。
- (2) 直近の決算期において経常損益が2決算期連続で損失計上となったとき。
- ⑥ 当社は、横浜信用金庫との間で、返済期限を2018年10月31日とするよこしんワイドライン契約を締結しており、当事業年度末現在借入金残高はありません。
- 毎決算期ごとに当社を所管とする税務署に提出した確定申告書、営業報告書、貸借対照表、損益計算書等の決算書類に基づき下記の事由が生じた場合、新たな貸越の実行が停止されます。
- (1) 直近の決算期において記載される純資産の部の金額が2017年6月期末の純資産の部の金額(3,520,792千円)の75%以下になったとき。
- (2) 直近の決算期において経常損益が2決算期連続で損失計上となったとき。

当第1四半期会計期間(2018年9月30日現在)

① 当社は金融機関2社からなるシンジケート団との間で、返済期限を2019年6月30日とするシンジケート契約を締結しており、当第1四半期会計期間末現在101,250千円の借入残高があります。この契約については、下記の財務制限条項が付されております。当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(i) 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2012年6月期末の金額(貸借対照表の金額は2,378,163千円)のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(ii) 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

② 当社は、(株)三菱UFJ銀行との間で、返済期限を2020年11月30日とする個別金銭消費貸借契約を締結しており、当第1四半期会計期間末現在108,356千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項(i)から(iii)が付されております。当該条項に抵触した場合は、利息の支払が以下の条件に従うこととなります。

利息の支払

財務制限条項の(i)から(iii)に定めるいずれか2項目以上に抵触した場合、本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、各年度決算期の末日から5ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利息支払日の翌日(当該日を含む。)から、翌年の年度決算期の末日から5ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利息支払日(当該日を含む。)までの期間につき、以下の通り変更するものとする。

変更後の「利率」=原契約の「利率」+0.25%

(i) 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、株主資本の金額を、2015年6月決算期の年度決算期の末日における株主資本の金額(貸借対照表の金額は2,677,000千円)又は前年度決算期の末日における株主資本のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(ii) 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、営業損益及び経常損益の金額を0円以上に維持すること。

(iii) 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の決算短信において、介護事業におけるセグメント別損益の金額を0円以上に維持すること。

③ 当社は、(株)三菱UFJ銀行との間で、返済期限を2019年3月31日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当第1四半期会計期間末現在借入金残高はありません。この契約には、下記の財務制限条項(i)から(ii)が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合は、以下の条件に従うこととなります。また、当該条項のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合、個別貸付の新規実行が停止されます。

(1) 本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、当該抵触に係る年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日(決算期の末日が月末最終日の場合又は当該月数後の暦月において決算期の末日の応当日が存在しない場合には、当該月数後の暦月の最終日とする。本号において以下同じ。)の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の支払日の翌日(翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日(当該日を含む。)までに新規に実行する各個別貸付については、当該個別貸付の実行日(当該日を含む。)から、翌年の年度決算期の末日から3ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する各個別貸付の利息支払日(当該日を含む。)までの期間につき、以下の通り変更するものとする。なお、本号が適用される場合の本貸付の利率の変更は、当該抵触につき、上記に規定する期間についてのみ生じるものとする。

変更後の「利率」=原契約の「利率」+0.5%

- (2) 借入人は当該抵触が判明した時点から2ヶ月以内に本介護報酬債権を担保として差し入れるものとする。また担保差入と同時に本介護報酬債権に係る代り金の入金口座を貸付人指定の口座に変更すること。
- (i) 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額(貸借対照表の金額は2,775,803千円)又は、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- (ii) 2016年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- ④ 当社は、㈱三菱UFJ銀行との間で返済期限を2019年3月29日とする当座貸越約定書契約を締結しており、当第1四半期会計期間末現在借入金残高はありません。この契約には、下記の財務制限条項(1)から(2)が付されております。当該条項のいずれか1項目以上に抵触した場合、貸付人の請求により貸付人に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い直ちにその債務全額を返済するものとする。
- (1) 2018年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を2017年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額(3,520,792千円)又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- (2) 2018年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の単体の損益計算書において経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- ⑤ 当社は、横浜信用金庫との間で、返済期限を2018年12月28日とする特殊当座貸越契約を締結しており、当第1四半期会計期間末現在、52,000千円の借入金残高があります。
- 毎決算期ごとに当社を所管とする税務署に提出した確定申告書、営業報告書、貸借対照表、損益計算書等の決算書類に基づき下記の事由が生じた場合、新たな貸越の実行が停止されます。
- (1) 直近の決算期において記載される純資産の部の金額が2017年6月期末の純資産の部の金額(3,520,792千円)の75%以下になったとき。
- (2) 直近の決算期において経常損益が2決算期連続で損失計上となったとき。
- ⑥ 当社は、横浜信用金庫との間で、返済期限を2018年10月26日とするよこしんワイドライン契約を締結しており、当第1四半期会計期間末現在45,000千円の借入金残高があります。
- 毎決算期ごとに当社を所管とする税務署に提出した確定申告書、営業報告書、貸借対照表、損益計算書等の決算書類に基づき下記の事由が生じた場合、新たな貸越の実行が停止されます。
- (1) 直近の決算期において記載される純資産の部の金額が2017年6月期末の純資産の部の金額(3,520,792千円)の75%以下になったとき。
- (2) 直近の決算期において経常損益が2決算期連続で損失計上となったとき。

2 偶発債務

保証債務

次の保証先について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2018年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2018年9月30日)
医療法人社団 和五会	10,625千円	8,750千円

(四半期損益計算書関係)

※ 前第1四半期累計期間(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)及び当第1四半期累計期間
(自2018年7月1日 至 2018年9月30日)

当社の売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡し第3、第4四半期会計期間に集中しているため、第1、第2四半期会計期間における売上高に比べ第3、第4四半期会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期累計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
現金預金勘定	2,171,905千円	3,082,586千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	△1,102,851	△1,387,292
現金及び現金同等物	1,069,054	1,695,294

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年9月28日 定時株主総会	普通株式	129,687	10.0	2017年6月30日	2017年9月29日	利益剰余金

II 当第1四半期累計期間(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年9月27日 定時株主総会	普通株式	129,681	100.0	2018年6月30日	2018年9月28日	利益剰余金

(持分法損益等)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2018年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	6,600千円	6,600千円
持分法を適用した場合の 投資の金額	139,128	137,898
	前第1四半期累計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
持分法を適用した場合の 投資利益又は投資損失(△)の金額	△9,986千円	1,739千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	建設事業	不動産販売 事業	建物管理 事業	介護事業			
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	1,292,351	—	896,931	831,587	3,020,871	—	3,020,871
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	1,292,351	—	896,931	831,587	3,020,871	—	3,020,871
セグメント利益	5,476	—	60,461	419	66,356	△132,600	△66,243

(注) 1. セグメント利益の調整額△132,600千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業損失と調整をおこなっております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ 当第1四半期累計期間(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	建設事業	不動産販売 事業	建物管理 事業	介護事業			
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	2,280,026	—	832,655	902,079	4,014,761	—	4,014,761
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	2,280,026	—	832,655	902,079	4,014,761	—	4,014,761
セグメント利益	190,149	—	49,198	70,009	309,357	△124,202	185,154

(注) 1. セグメント利益の調整額△124,202千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	△45円94銭	84円54銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(千円)	△59,578	109,634
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(千円)	△59,578	109,634
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,296	1,296

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2018年1月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年11月14日

工藤建設株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊地徹 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている工藤建設株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第48期事業年度の第1四半期会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、工藤建設株式会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。